

政令第 号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「者に」を「者又は獣医療を受ける獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第一項に規定する飼育動物に」に改め、「病院等」の下に「又は同条第二項に規定する診療施設」を、「厚生労働大臣」の下に「又は農林水産大臣」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

治療又は診断のために獣医療を受ける飼育動物に対し投与される薬物であつて、当該治療又は診断を行う診療施設において調剤されるもののうち、原子力規制委員会が農林水産大臣と協議して指定するものを、放射性同位元素の範囲から除外する必要があるからである。